

会員通知 第238号  
平成16年10月 8日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

時価総額基準の見直しに伴う「株券上場廃止基準」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「株券上場廃止基準」等を一部改正し、平成16年10月6日以降の日で本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

現行の時価総額に係る上場廃止基準では、上場株式数が多大である銘柄に対して当該基準の実効性が確保されないこととなるため、株価が一定期間著しく低位にとどまるような市場評価を受ける上場銘柄について、現行の時価総額に係る上場廃止基準に該当する上場銘柄と同様に本所の投資対象物件としてふさわしくないものと認め上場廃止の対象とします。

改正の概要は、以下のとおりです。

時価総額に係る上場廃止基準の見直し

現行の上場廃止基準に加えて、上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において3か月以内に当該数値以上とならないときを、上場廃止の対象とします。

なお、「本所が定める日」は、平成16年10月8日といたします。

以上

時価総額基準の見直しに伴う「株券上場廃止基準」等の一部改正について

(ページ)

1 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正 新旧対照表 .....	3
3 . 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	4
4 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 .....	5
5 . 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表 .....	9

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における株主資本の額が20億円以上であり、かつ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面(以下この号において「事業改善計画書等」という。)を本所に提出した場合を除く。)において、9か月(事業改善計画書等を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めるときにあつては、本所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における株主資本の額が20億円以上であり、かつ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面(以下この号において「事業改善計画書等」という。)を本所に提出した場合を除く。)において、9か月(事業改善計画書等を3か月以内に本所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき。<u>ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めるときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。</u></p> <p>(5)～(16) (略)</p>
<p>(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場時価総額</p> <p>上場時価総額が2億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、</p>	<p>(アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 アンビシャス上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場時価総額</p> <p>上場時価総額が2億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、</p>

事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に2億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたとときにあっては、本所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成16年10月6日以降の日で本所が定める日から施行する。

事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月)以内に2億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたとときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(3) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p>(1) 株券上場廃止基準第2条第4号に規定する「<u>上場時価総額が5億円に満たない場合</u>」又は同基準第2条の2第2号に規定する「<u>上場時価総額が2億円に満たない場合</u>」に該当した場合</p> <p>各号に規定する書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月6日以降の日で本所が定める日から施行する。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p>(1) 株券上場廃止基準第2条第4号前段又は同基準第2条の2第2号前段に該当した場合</p> <p>各号に規定する書面</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに<u>同取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)</u>並びに<u>同取扱い1.(4)d及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2～6</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに<u>同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2～6</p>
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに<u>同取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)</u>並びに<u>同取扱い1.(4)d及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに<u>同取扱い1.(4)b及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月6日以降の日で本所が定める日から施行する。</p>	

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係            (1)～(3) (略)            (4) 上場時価総額                a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における株主資本の額が20億円以上である場合を除く。)」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。))に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円に満たない場合をいうものとする。                b <u>第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算</u></p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係            (1)～(3) (略)            (4) 上場時価総額                a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における株主資本の額が20億円以上である場合を除く。)」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円に満たない場合をいうものとする。                (新設)</p>

定の対象となる月の月間平均上場株式数  
(本所の売買立会における当該株券の日々  
の上場株式数(上場会社が株式分割又は株  
式併合を行う場合には、当該株式分割又は  
株式併合に係る権利を受ける者を確定する  
ための基準日(以下「権利確定日」という。)  
の3日前の日(権利確定日が休業日に当る  
ときは、権利確定日の4日前の日)におい  
て、当該株式分割又は株式併合により増減  
する株式数を加減するものとする。以下こ  
のb及び次のcにおいて同じ。)の平均をい  
う。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得  
た数値に満たない場合又は月末上場時価総  
額がその算定の対象となる月の末日におけ  
る上場株式数に2を乗じて得た数値に満た  
ない場合をいうものとする。

c 第4号に規定する「3か月以内に当該数  
値以上にならないとき」とは、前bに該当  
した月の末日の翌日から起算して3か月目  
の日までの期間内において、毎月の月間平  
均上場時価総額が当該月の月間平均上場株  
式数に2を乗じて得た数値以上とならない  
とき又は毎月の月末上場時価総額が当該月  
の末日における上場株式数に2を乗じて得  
た数値以上とならないときをいうものとす  
る。

d (略)

e (略)

f (略)

(5)・(6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a ~ c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が  
5億円以上とならないとき」とは、同号た  
だし書に規定する1か月間の平均上場時価  
総額(本所の売買立会における当該株券の

(新設)

b (略)

c (略)

d (略)

(5)・(6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a ~ c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が  
5億円以上とならないとき」とは、同号た  
だし書に規定する1か月間の平均上場時価  
総額(本所の売買立会における当該株券の

日々の最終価格に、その日の上場株式数（(4) bに規定する上場株式数をいう。以下この(7)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e (略)

(8) ~ (13) (略)

2. 第2条の2（アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準）関係

(1) (略)

(2) 上場時価総額

a 第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が2億円に満たない場合をいうものとする。

日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e (略)

(8) ~ (13) (略)

2. 第2条の2（アンビシャス上場銘柄の上場廃止基準）関係

(1) (略)

(2) 上場時価総額

a 第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、権利確定日の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(2)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日に

b (略)

c 1.(4) b及びcの規定は、第2号の場合に準用する。

d アンビシャスの上場会社は、本所が第2号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数(1.(4) bに規定する上場株式数をいう。)を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

e (略)

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成16年10月6日以降の日で本所が定める日から施行する。

おける本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)  
が2億円に満たない場合をいうものとする。

b (略)

(新設)

c アンビシャスの上場会社は、本所が第2号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

d (略)

(3) (略)

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割当てる。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(c)の2 <u>株券上場廃止基準の取扱い1.</u> (4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)又は株券上場廃止基準の取扱い1.(4)d若しくは2.(2)bに定める期間の最終日まで、株券上場廃止基準第2条第4号(同基準第2条の2第2号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合</p> <p>(d)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(5)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割当てる。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(c)の2 <u>株券上場廃止基準の取扱い1.</u> (4)b又は株券上場廃止基準の取扱い2.(2)bに定める期間の最終日まで、株券上場廃止基準第2条第4号(同基準第2条の2第2号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合</p> <p>(d)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(5)</p>
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第4条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、</p>

当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4)

c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)又は同取扱い1.(4)

d若しくは2.(2)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1.(9)

fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)・(e) (略)

b (略)

(2)~(5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成16年10月6日以降の日で本所が定める日から施行する。

当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)・(b) (略)

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1.(4)

b若しくは同取扱い2.(2)bに定め

る期間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)・(e) (略)

b (略)

(2)~(5) (略)

2 (略)